

観光の振興に関する基本的な計画 の策定について

<基本的な考え方>

(1) 計画の位置づけ

「みえの観光振興に関する条例」に基づく「観光の振興に関する基本的な計画」として策定（条例第21条第1項）

(2) 計画期間

おおむね10年先を見据えつつ、令和6年度～令和8年度の3か年

(3) 策定スケジュール

6月	骨子案
9月	中間案
12月	最終案
3月	成案（議決）

(4) 進め方

知事は、基本計画を定める際、あらかじめ三重県観光審議会（有識者会議）に意見を求めることが必要（条例第21条第3項）

<今後策定にあたって検討すべき事項>

- 三重県観光の強みと弱み（課題）
- 三重県観光に期待される効果
(交流人口の拡大、観光がもたらす経済効果など)
- 三重県観光を取り巻く環境
(コロナ禍からの回復、チャンスの到来、持続可能な観光の推進、観光DXなど)
- 計画を実現させるための目標
- 強みを伸ばし、課題を克服するための観光施策 など

今後の進め方（四半期ごとの主な取組事項）

4月～6月

- ✓ 観光地域診断（アンケート調査）（※）
- ✓ 第1回三重県観光誘客推進本部（庁内会議）
- ✓ 第1回有識者会議（観光審議会）
- ✓ 三重県観光連盟理事会（意見交換）
- ✓ 市町、団体、事業者との意見交換（随時）

⇒ 議会に**計画（骨子案）**を説明

7月～9月

- ✓ 観光地域診断（結果まとめ）
- ✓ 第2回三重県観光誘客推進本部（庁内会議）
- ✓ 第2回有識者会議（観光審議会）
- ✓ 三重県観光連盟地域懇談会（意見交換）
- ✓ 市町、団体、事業者との意見交換（随時）

⇒ 議会に**計画（中間案）**を説明

10月～12月

- ✓ 第3回三重県誘客推進本部（庁内会議）
- ✓ 第3回有識者会議（観光審議会）
- ✓ 三重県観光連盟理事会（意見交換）
- ✓ 市町、団体、事業者との意見交換（随時）

⇒ 議会に**計画（最終案）**を説明

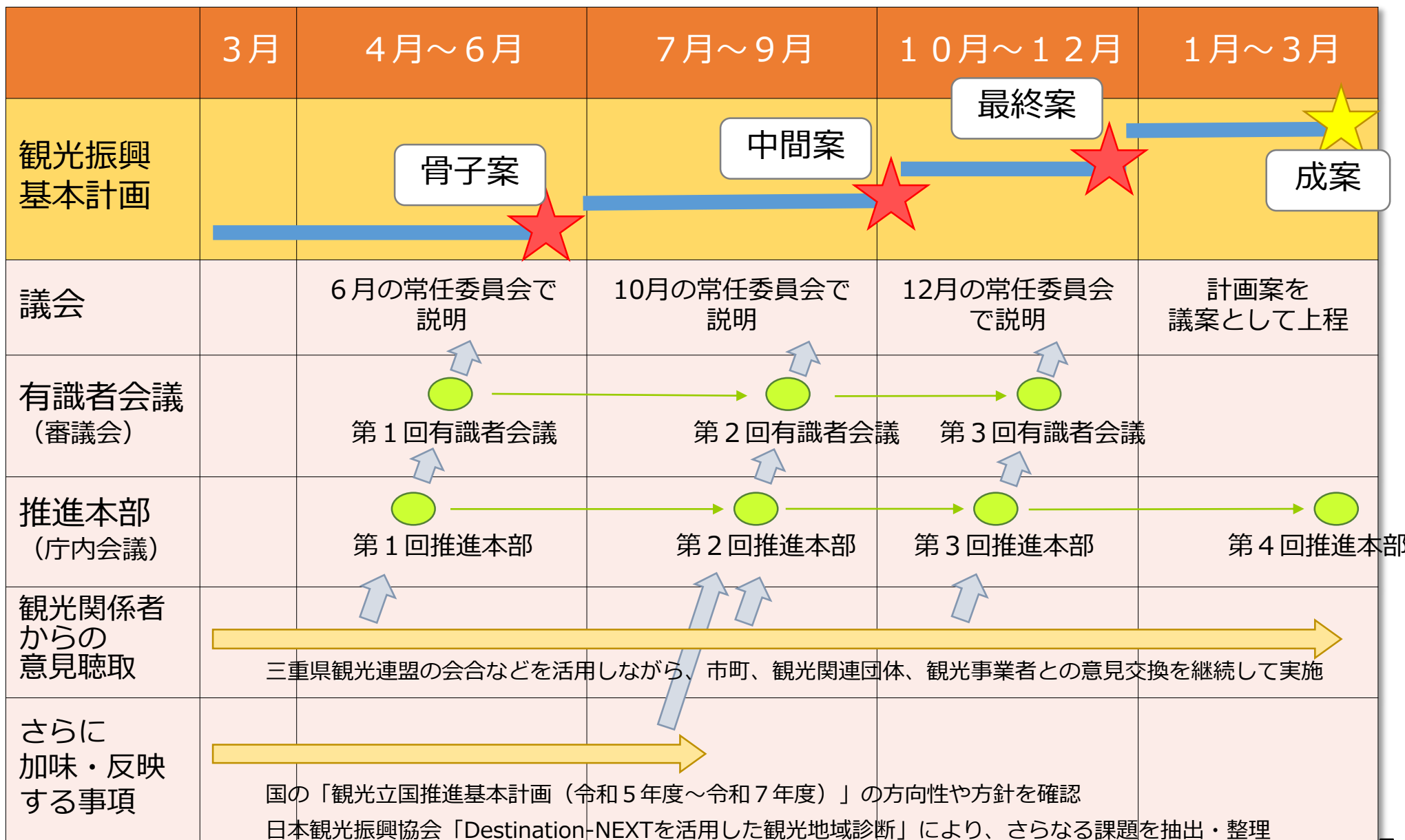
1月～3月

- ✓ パブリックコメントによる意見募集
- ✓ 第4回三重県観光誘客推進本部（庁内会議）
- ✓ 市町、団体、事業者との意見交換（随時）

⇒ 議会に**計画（案）**を上程、議決

（※）三重県観光のさらなる課題整理を行うため、公益社団法人日本観光振興協会の「Destination-NEXTを活用した観光地域診断」を実施。地域の関係者（行政、事業者等）に対して「観光地域の強み」と「地域の連携」に関するアンケート調査を実施し、課題を抽出。

三重県観光振興基本計画・三重県観光審議会の進め方（主なスケジュール）



(参考) Destination-NEXTを活用した観光地域診断

(Destination-NEXTとは)

- ・ NEXT FACTOR社（カナダの観光地域アドバイザー）が開発した観光地域の診断ツール。日本では公益財団法人日本観光振興協会が窓口
- ・ 地域関係者（行政、事業者等）に対し、「観光地域の強み」と「地域の連携」について、重要度と現状評価に関するオンラインアンケート調査を実施し、意識を可視化

(Destination-NEXTでわかること)

- ・ 地域の関係者が観光地として魅力をどの程度評価しているか
- ・ 観光に対する支援や地域内の連携をどのように捉えているか

(世界の先進事例の提案)

- ・ 診断結果から明らかになった課題に関連した世界の先進事例を紹介

⇒診断結果を、令和5年度に策定する「新たな三重県の観光に関する戦略計画」や、令和6年度の観光施策に反映

(参考) Destination-NEXTを活用した観光地域診断

(出典) 公益財団法人日本観光振興協会資料「Destination NEXTの実施について」

「観光地域としての強み」12の変数

DESTINATION
NEXT



観光・娯楽施設や体験



芸術・歴史・文化と遺産



飲食・買い物・エンターテインメント



アウトドア体験



会議・講演会・展示会施設



イベント・祭



スポーツイベント



宿泊



地域内での移動のしやすさ



地域外からのアクセス



インターネット等の通信環境



健康と安全

「地域の連携」12の変数

DESTINATION
NEXT



観光産業の支持



地域住民・事業者・
報道機関からの支持



行政機関の支持



DMOの組織経営・統治



働き手の確保



おもてなし文化



公平性、多様性、
インクルージョン



DMOの安定した、
十分な財源



地域における協力関係



観光地域の持続性と弾力性



緊急時対応



経済発展

(参考) みえの観光振興に関する条例

第4章 観光の振興に関する施策の推進

(基本計画)

第21条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する基本的な方針

(2) 観光の振興に関する主要な目標

(3) 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) (略)

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第25条の三重県観光審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

第5章 三重県観光審議会

(設置)

第25条 本県の観光の振興に関する重要な事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、知事の附属機関として、三重県観光審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。